

I. はじめに

- ◆ わが国の企業年金制度は、2000年代前半の確定給付企業年金（以下、DB）、確定拠出年金（以下、DC）導入後、大きく構造変化
- ◆ 2012年3月末での適格退職年金の廃止に続き、2014年4月には厚生年金基金制度の見直しに係わる法律が施行され、今後はDB、DCがわが国企業年金制度の中核を担っていく見込み
- ◆ 経団連は、国民の老後生活の安定を図る観点から、公的年金制度改正の議論と併せて企業年金のさらなる普及・拡大に資する議論が進むことを期待し、企業年金制度の全体的な見直しに対する経済界の考え方を示す。

II. 制度見直しの必要性

1. 企業活動を取り巻く環境変化

への対応

- 経済のグローバル化が進展する中、組織再編だけでなく、制度創設時に想定していなかった海外も含めた企業再編の動きが加速
- 企業年金もこうした動きに円滑に対応できるようにすべき

2. 制度間のイコールフットイング

の確保

- DCに関しては、貯蓄性を排除し、年金性を確保する観点から、DBに見られない制約が設定
- DB、DC間のイコールフットイングを確保し、DCを基幹的な企業年金制度の一つとして構築可能とすべき

3. 多様な働き方への対応

- 働き方をめぐり、企業側、従業員側双方に多様なニーズ
- 企業間、企業年金制度間での労働移動も増加
- 働き方の多様化が進む中で、老後の所得確保を着実に実行する仕組みの普及・拡大が必要

III. 具体的な見直し案

1. 多様な制度設計を可能とするDCの実現

(1) 拠出限度額の大幅な引き上げ

- ① DB型の年金制度を実施している場合に半減する制約の撤廃
- ② 現行（月5.5万円）からの引き上げ

(2) 脱退一時金受取り要件の見直し

(3) 運用商品除外手続きの緩和

(4) マッチング拠出の完全自由化

2. 円滑な制度間移行

- DBにおける個人単位での権利義務移転・承継での手続きの簡素化
- 事業所単位に代わり、労使合意に依拠した制度間移行に関わる手続きの容認
- DBからDCへの移行時に、給付減額要件や同意取得手続きの見直し

3. 中小企業への企業年金の普及

- 財政検証等の手続きを簡素化したDBの導入
- DCにおける加入者による商品選択を容易にするための処置
- DB、DCにおける運営事務の共同化

4. 個人型DCの再検討

- 幅広い現役世代が参加できる仕組みを目指す
- 老後所得の確保を図る観点から、政策支援のあり方を含め個人型DCの抜本的な見直しを中長期的に検討
- ドイツのリースター年金や米国のIRAなどの導入例を参考

5. グローバル化への対応

- DCにおける脱退一時金の要件緩和
- 長期の海外勤務者が加入継続できるDB、DCの加入資格の弾力化
- 将来的には、国内外の制度間のポータビリティ確保のための租税条約上の規程の整備

6. その他税制・現行制度の改善

- 特別法人税は、撤廃すべき
- 政府の「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目やその他DB、DCの制度改善を図るべき
- DCにおける加入者による商品選択を容易にするための処置など制度運営コストの削減努力も必要